

△討論▽

関：高山報告の要点は何か。

高山：第一は、村落（共同体）と農村との相違を明確にする必要があるということ、第二は、村落（共同体）自治と農村自治とをどの様に関連させて捉えるのかを明確にする必要があるということとを、これまでの議論の中で感じたということである。私自身の問題意識は似田貝氏同様現在にあるが、これまでの討論を整理するという役割上その様に考えたのであり、このことから更に敷衍すれば、日本における自治とは何か、ということになるかと思

う。

似田貝・高橋正郎氏にうかがいたい。上から地域を再編成する場合、つまり自治体農政という議論をする時に、自治体職員（行政官僚）の末端と普及員等様々な団体官僚の末端や農民を結合させて、彼らの自発性なり独自性により政策の選択等をやらせるという形であり、行政官僚と団体官僚プロオノ農民という形で、行政官僚制と団体官僚制との統合化という形で農政の新しい連接化が議論される場合に、運動論からいえば、これが地方自治体の枠の中で行われている農政と考れば、国の農政を突破してゆけるのかどうか。逆に云えば、国の方は基本的な国の農政をこの中でやらせるのかという力関係が少なくとも働くのだからと思う。その場合、自治との関係でいくと、鳥崎氏が前に「都市自治とは団体自治である」と提起されているが、都市化されてゆく農村の場合の自治は、農業の生産力主体としての団体をつくり、その中で団体自治並びに農業政策形成主体という形で形成され、他方では生活する住民の方では様々な要求集団や協議会をつくって団体自治を行い、そこで地域政策形成主体としての下からの力をつけてゆくことになるとすると、自治体としての農村の自治の根底は団体自治という形になって進むのか、また団体自治という形の中に行政官僚の機構が何らかの意味で絡んでくるのであり、その場合、団体自治と行政官僚制の中における行政機構がどう絡むのかということが問題ではないだろうか。

高橋正郎：今の質問への回答は今少し後回しにして、その前段になることを質問したい。ひとつのポイントは、与えられた自治な

のか自ら勝ち取ってゆく自治なのかという点にあったかと思う。そこで、自治への要求・欲求というものが農民の間でどの様な形で存在しているのか、についての論点整理があるともう少し議論が進むのではないかと、農業経営研究の立場からみて、農業の側面からはどうしても地域農業の生産システムを再編せざるを得ない。しかし、その再編成は上からの力だけではできないという意味から、生産レベルでみるとどうも自治への欲求、地域再編への欲求は出てきていると思われる。ところが、生活主体からの地域再編あるいは自治への欲求というものは現実にはどうなのか。たとえば、都市における住民運動のようなものを想定するのか、あるいは様々な行政需要として現われてくるものがそれに該当するのか。その辺りの整理が欲しい。

似田貝：確かに生活主体としての欲求は行政需要・行政への欲求という形になっている。ただ先程の問題でいえば、私が見てきた限り、共同体的な部落での生活の自前性というものは商品経済の中に善き込まれる結果、部落を越えたところで需要が満足されねばならない。ところが、それに対応する組織―農協や農業に係わる様々な生産組織―がそれを取り上げている場合とそうでない場合があり、そうした組織を持たないところでは行政需要として現われてきている。農民の主体的な対応の中に、従来の様々な農民組織が農民層分解の渦中にあるどの農民層までカヴァーしながら地域の農業と生活に関する要求を団体の中に汲み上げているか、その汲み上げ方によって自治という問題の中ではその行政需要は少

し違った出方をしていのではないか。もうひとつ行政需要として、たとえば公民館区の中での様々な社会教育の行事の中にかつての部落の行事のいくつかが連合されてゆく場合、これは高橋氏の前の言葉でいえば半定型的組織というか住民も参加するし行政も参加するという形をとるようになる。この半定型的組織というものをもど理解するかということが、自治という問題と行政の支配ないしそれをね返すという問題でどう位置づけていったらよいのか、私にもよく解らない。

高橋正郎：たとえば田舎で葬式があつた場合、集落がそれを取りしめるのが、徐々にたといえば酪農組合の人々とか町内会の場合には会社の人達とかがかなりの部分をとりしきるといふように、やはり生産に繋がつた生活のところでは自治なりなんなりが出てくるのではないか。かつての農村というのは皆が同じ生産の場に従事していたわけだから、生活の場がそこに共通にできていた。ところが今日の農村では、生産の場が非常に多様化・多極化しており、そこでの生活とたゞそこに一緒に住んでいるという意味での生活との繋がりをどの様に理解してゆくべきかが問題である。私は、生産が分化してゆくところからすれば、やはり生産との繋がりの生活というところにひとつの組織ができる重要なポイントがあるのではないかと思う。

高山：その場合、生産が多極化し、農民層が分解しかつ非農家の混住化がみられる時に農業を中心として生産と生活を再編成してゆくとしても、覆い尽せる範囲は大変限定されたものになつてしま

う。しかし、最近云われているように、地場産業あるいは一・五産業という形でその地域における資源を基礎として生産を展開させながら、生活をその中に組み込み、かつクロードの単位を志向してゆくという形の組織化を考へているのか。

高橋正郎：今の農村の状態でゆくと、作物が分化してしまつて、分化したグループだけが農協を軸とした部会をつくりこれがひとつのコミュニティをなしている。ところが、それだけでは農業生産は駄目になつてしまふから、ひとつの地縁的を纏りで資源を有効に利用するようなシステムを作ろうとして、実際には兼業農家でも集落の農業に一定の係わりを持つようになる。そのことが、実際そこでは労働していかぬにもかかわらず、その集落農業に係わる生活を共有することができるようにしてゆかないか。長野県の例であるが、普及員が農家の話から強調していたことは、兼業に殆んど出てしまつて村の中には数人の男と婦人のみしか残つていないという時、もしも火事が出た場合一番先に駆け付けるのはやはりその村にいて生産をやっている人達だから、その人達と共存しているのだ、ということであつた。これは非常に大切なことだと思ふ。こうした部落を単位とした生産の共同組織がやはり生活に繋がる何かを作り上げる基礎になつてゆくのではないだろうか。

似田貝：その場合、色々な組合とか団体の運営や発言に際して、とりわけ兼業農家の主体性はどのように確保されるのか。

高橋正郎：生産局面でいえば、たとえば土地に係わる問題について

は土地所有者それぞれの問題であるから全員参加という形になるだろう。その利用をどうするかという点になると、そこで農業生産を主にしている人達が主要な意思決定者となり、それをチェックする発言が兼業農家の側からなされると思う。

似田貝：逆に云うと、専業農家が兼業農家を同一の組織の中に捉えておかねばならないという理由はないのか。つまり、土地所有・土地管理・土地保全等様々な意味でのコンセンサスを得なければならぬし、またそれらをめぐって兼業農家を同一の組織の中に包括しておかざるを得ない、一端分離して関心を持たなくなった農民を同一の組織の中に再編しなければならぬ主体の問題だ。だから、その主体というのは単一のものではなく、様々な要求と関係を持った主体が組織の中にいると思うが、それはかつての様にある程度同質的な組織ではないし、明らかに要求や利害は異なるのだが、土地や水をめぐっては何らかの意味で繋がらざるを得ない主体は繋ぎ止めておかねばならない。そういう主体のはたらく組織の形成論理というか、それは主体論・組織論からいえばやはり生産する側にあるのではないか。

高橋正郎：そうだと思う。ただ、生産する主体にはあるが、土地所有者の承認を得なければ何も動けない。たとえば、いわゆる借地農として展開する場合は別であるが、その場合でも、ここに三反歩、あそこに三反歩というように点々と農地があったのでは自ずから生産力発揮の制限が出てくる。そうすると、ひとつの地縁的纏りが必要となり、ましてや、これから増々進む水田利用再編の

問題から考えれば、どうしてもそれが必要となり、いわゆる生産者組合と土地を含めた全体の組合とがそれぞれ機能を分担しなければならぬことになるだろう。

関：今の問題と先程の高山報告にあった村落と農村との問題を兼ね合わせて議論する必要があると思う。つまり、生活の共同体という側面は部落という範囲で今日でも強力に残っていると思うが、生産の面になるとはやその範囲では留まり得ず、もっと広い範囲での対応が問題になっているので、両者は使い分けしてゆく必要がある。

柿崎：その場合、従来の部落が全くなってしまい、農協なりもっと大きな組織に解消してゆくのか、それとも、その場合であってもその展開の基盤として部落は何らかの機能を持ちながら展開してゆくようなことがあるのではないか。

似田貝：団体自治という点で議論すると、団体の諸連合というのが当然自治に絡んでくる。甲府の過疎地の例でいうと、各部落が町内会連合という形で行政の末端となっているが、そこでの仕事と部落での仕事とはある程度分散している。もう少し都市的なところになるともっと複雑になる。いわゆる集団の連合体であるとか真に機能的な集団が色々な意思決定を行っている。

主体性の限定ということがレベルによっていくつか出てくると思うが、単一の自治体や部落の内部機構を明らかにせよ、ということはこの研究会でも何度か出されてきたことであり、そこを明らかにしないと主体性という主体といっても、どういう形でそれ

が実現され浸透されてゆくのが明らかにならない。またかつての部落の中で生産と生活が一致していた段階のいわゆる共同体的自治から、地方自治体としての村落という今日の段階での様々な団体の連合体と行政との係わりがどういうメカニズムで形成されてきているのか。その場合でも、部落が全部機能を失ったということとは意味しないし、名前は何々協議会というよりなものはあるかも知れない。しかし、自治がかつてのように実態としてひとつの範域の中に収まってしまったということではなくなくなってきていることはあると思う。それが高山流に云えば、戦後の自作農体制が高度成長の中で解体してゆき、そこで何ができるのかというひとつの画期、だから地方自治体の中での農村という見方をしてゆかねばならないという議論になってきているものと思う。

長谷川：部落の自治というのは我々が農村をみてゆく場合に非常に重要な問題であると思うが、自治の中味が少しづつ変りつつあるという実感を強く持っている。というのは、石川県の農村の場合でいうと、農業そのものは部落が多様化・異質化する中でなかなかコンセンサスを得られない状況になる。その時部落がなすべきことは何かという、農業以外の側面になってくる。たとえば、本来行政レベルでやるべき道路やガスの集中配管・水道の敷設などを村でやってしまうという例がある。そういう村では、何かをやらねばならないという意味での自治の対象がかつての農業の保全・管理という場面から一歩退却して生活面に移行しつつある。それに対して農業は、たとえば農協や役場や普及所が協議会をつ

くって対処している。官僚機構というよりなものが農業の運営の面で次第に力を持たざるを得なくなってくる。そういう図式が描けるのではないか。

関：地域によって違ひとは思いますが、確かに部落は生産の単位としては大きな意味を持たないということはあると思うが、同時に農協にしろ土地改良区にしろ全て部落を最下部の組織単位としている。従って、そこでは部落を無視することはできないのであり、単に生活の単位としての部落としてではなく、そうしたものの下部機関としての側面は無視できない。

柿崎：そのことによって辛うじて部落を維持しているということもある。しかし、農業生産環境（フィジカルな面もあれば社会的なものもある）を維持するために統合している地域というものがないと、村ではなくなる。だから、非農家や兼業農家などの都市化的要因が入ってきて、それが支配的になるともはや村ではないのであり、様々な新しい要因を改善なり再編してゆく機能を果せなくなつた状況は村ではない。倉敷の工業立地が激しい農村では、非農家も生活用水として使う農業用水が汚染され、これをきれいにすることが農業用水としてだけでなく生活用水としても役立つことになるということを説得し、その浚渫作業には非農家も全戸出役するという方式をとっている。生活用水が優先された排水路として重視されるようになれば、それはもう農村ではない。そうした環境が維持されている纏まりないし地域があるのではないだろうか。

長谷川・農業生産が変るに従って村というものが変化してくると云ったが、稲作が消滅することがない限り、柿崎氏が云うように村は残ってゆくし、残らざるを得ないのではないか。

黒崎・同じ農家といっても所得源が様々であって、非常に多様化・多元化している。私の住んでいる所で非常に面白いことがあった。つまり、同和教育をいくらやろうとしても皆が嫌って人が集まらない。そこでどうするかというところ、いくつかのモデル地区を指定していくつかの隣組で実施することになったが、元から住んでいる人達は襖を払えばそこでスライドを映せる位の面積を確保できるが、新入りはそういう家は建てないので六畳一間でやれるかどうかということになる。その時「やれ」という論理は、「おまえ達世話になるのだからやれ」ということだ。そういう処で出てくる問題が非常に多くなっている。ところが、元からいる農家がやっていることは、家でやるべき色々なことを町の料理屋でやるようになってきている。こうした変化が一体どういうことなのかをよく考えてみる必要がある。更に、区ではどの様な種類の金を集めるのかということも調べねばならない。まず公民館運営費、耕地(区)の費用、水利費、神社費などがあるが、その割り振りは去年まで水利費のみ反別割と均等割であったが今年から反別割はなくなり全部均等割になった。非農家も村に住む限り全部払う。これは周りの農家とどの位違うのだろうかということも考えねばならない。次に、農業はどの様にやっているのかということ、確かに集落に係わりがないことはないが、組織としてはむしろ集落を越

えた範囲の人達が集まってやっている。集落だけで組織を作ろうとしても作りようがないという現実がまずある。その様なことを見ていると、最後の拠所として集落というか村とかいうことを考えるのであるが、どういう形で集落・村という形で纏まるのだろうか。時間をかけてみる必要がある。

我々非農家の生活は村から相当部分保障されてきた面がある。その歴史といふか規範の強さを感じざるを得ない。そこで「仕方がない、つき合いましょ」ということに、私等はなる。ただ、もしトラブルが起こるとすると、元からいる村の人達は言葉が足りないもので、そのことがニーズのコンセンサスを得にくくしているのではないか。混住化社会の例だが、そういうことを感じている。私は高橋正郎氏が云うニーズの多様化をどうして引き出すかということをごどこかでうまくやれば、村は生きかえるかも知れないと思う。そうすれば、在来住民と新来住民とはひとつの連帯を作りあげること可能になるかも知れない。しかし、そこにできた村は元からの村ではない新しい村である。

高橋明善・今のことに関連して、私も村はもう少し重いのではないかと考えている。最近方々で意識調査をやったが、その際「誰と一番つき合いをするか」という質問をすると、必ず「村の中の人達とか親戚」という回答が返ってくる。堀越氏のように、最近はとりわけ部落より親族を重視するようになったといわれているが、仕事の仲間(農業の仲間)というのは出てこない。仕事の上での仲間はやはり経済計算になる。つまり、そうした精神的なものが

生まれてくる人間關係的な歴史や伝統―返し、返されるといふ積み重ねられた關係をもう少し考えて村を見なければいけないのではないか。

全体的な問題に関連して似田貝氏に尋ねたい。「農村自治は村研の最終課題である」と云われたが、これには理論的な背景が若干あるように思われる。先程の市民自治論と関連して、農村が都市に収斂してゆくような考え方があってはならないか。日本社会の中で、あるいは都市と比較して農村や村落の位置づけや特殊性をもう少し考えてみる必要があるのではないか。

似田貝：私は農村が都市に収斂してゆくとは云っていない。

高橋明善：それならよいのだが……。島崎氏は、共同体の解体という点から、そう云われるのであろうが、それでは済ませない問題が村研には残っているのではないか。

それから自治論であるが、先程高山氏から整理のあったいくつかの自治論は全て同じことなのではないか。つまり、自分のことは自分でやってゆくというの、そのようにしてゆくという過程の問題であり、民主主義論もそれを現実化してゆく過程の問題であり、運動の問題も実現してゆく過程の問題とすることで、そこには過程の問題として共通のものがある。

ところで、村研は地域主義の問題を考えないが、日本社会の在り方を下から組み替えてゆくことを地域主義は考えているのだから、これも自治論を考える場合、関連して考えてゆく必要があるだろう。

次にやはり似田貝氏が出された問題であるが、行政の問題をもう少し違った方法で考えることはできないか。行政を官僚的な支配という見方だけでなく、もう少し多面的に見る見方が必要なのではないだろうか。

最後に、今年農地法が改正されて体制としての自作農体制・自作農主義が崩壊したわけであるが、戦後の自作農体制下の農村を戦前の地主制下の村落との比較の上で特徴づけ、そこでの村落・家族・共同体・行政等との係わりを特徴づけてみる必要がある。今後ひとつの転換点として変ってゆくことから、転換の原点として纏めて考えてみる必要がある。

高山：私は、運動としての自治は日本の近代の中で今初めて出てきたのではないかと考えている。特に農村に即して云えば、農民層分解がかなり進行し混住社会化している中で、色々なニーズが行政需要となって出ていっても、集中化した中央権力ではどうしても処理しきれないという事態がはつきり出てきた。その緩和策ないし融和策として地方自治体の方に分権化してゆくという認識が運見論文の中にはある。しかしながら、行政需要の噴出を踏まえて、自治体が財源―自主財源を大きくしてゆかないとやってゆけないし、そこにおける生産・生活も新たな形では再編できないのではないかと、住民の方からも自治体の方からも初めて出てきた。即ち、自分のことは自分でやるという非常に含意のある川本氏の表現であるが、自分のことは自分でやるということが、自治体における補助金をどう整理するか、委託事務を

どうしてゆくのか、財政の自主権をどうしてゆくのかといった形で多様な住民要求をある程度受けながら出てきている。確かに農村改良運動が大正中期からあり、又、阿利氏によれば大正デモクラシーの中でも現在の都市コミュニティ論が存在したというが、運動として財源の問題まで触れてゆく、あるいは地方財政を住民にとって見通しのきくものにしてゆかねばならないという形での運動が出てきているのは、私には今が初めてのことではないかと思われる。又、地域主義にしても、あるいは市町村の範疇で自己の生産と生活を自治体を中心となって様々な計画を立てているということも同様に考えられる。

高橋正郎：私は逆に考えてしまう。というのは、自治はかつては村落の中にあつたものと思う。自治とは何かというと、それは構成員内部の社会的コンフリクトを自分達の力で解決することだと思ふ。他者との抵抗において自治があるのではなく、そのプロセスにおける結果である。農村で生活環境の一番シビアなものには構成員どうしの社会的コンフリクトだ。道路が良くなるというよりなことより、隣の人と話ができなくなるというの方がとても耐えられない生活環境の悪化だ。かつては村の中でそれを解決する機構があつた。それが段々に薄れてきた。同様に基盤整備をやるにしても、兼業農家は借金してまでやりたくないというのに対し、専業農家はどうしてもやりたいといった両者間の社会的コンフリクトを村落の中で解決できるかどうか、という機能が弱まってきた。集落を軽視するのではないが、そうした意味で自治は段々薄

れてきているのではないか。

似田貝：先程の高橋明善氏の自治が村研最後のテーマというのは何かという質問に対しては次の様に考えたい。都市でも都市自治がテーマになりながらもうまく議論されたことがなかったのであり、近代以降の都市と農村という問題を考える場合、明確に自治というものが最終的に出てくる問題ではないか、という意味で云つたのである。農村が都市化されてゆくという議論があつたが、むしろ市民的自治という使い方をしてそのことを曖昧にしていることが問題ではないかと思う。つまり、地域生活の再編ということが生活の要求したとせばルーラル・ミニマムという形での問題が出てくるのは、ある意味では都市行政と対応がよく似ている。

その意味では、そうしたことに對する主体形成というのは市民的自治に文脈としては繋がってゆくわけだが、それだけが農村ではないのだから、自治体の中の農村の置かれた状況の中で、農業あるいは地域を再編してゆく場合に、都市的なものに収斂されてゆく議論としてのいくつかのカテゴリーは慎重に使うべきであると思う。

次に、行政即支配という見方についてであるが、それは地方自治体としての行政末端の独自性・自立性・団体行政としての自立性というものによる新しい政策の展開なり主体的な対応が、国の農政や政策再編の枠を越えてゆけるのかどうかという問題として逆に提起したつもりであつた。但し、再編されつつあるということも事実であるし、その再編のされ方が従来形式合理性という

形での行政展開とは少し違うのではないか。その違う部分―公共政策として展開される危機管理の内容―が住民の側の主体性・組織の力量の問題と随分係わってくるだろうと思う。

念の為に集権化と分権化について附言しておく。私は、集権化が一方にあって分権化が一方にあるとは考えない。分権化の前提として集権化があると考える。つまり集権化されればされる程抽象化・画一化されているわけで、個別的・専門的に地域状況に応じて対応しようというのが分権化として出てきているのだと思う。たとえば、行財政にしても実に色々な住民のニーズに応えるために、スタンダードを決めて（その限りは集権化である）、その先は専門的を所てやりなさいという形になってきている。つまり一方で集権化が進んでゆきながら同時に分権化が発生せざるを得ないメカニズムがある。だから、そういう中で行政と集団の絡み合いを見てゆかねばならないのであり、単純二分法で考えているわけではない。

高山：それについては似田貝氏と同意見だ。武蔵野市のマンション水道差止め問題は、地域の環境を守ってゆくという自治体の権限と、国の法律―水道法―との抵触に対して、それをどう調整してゆくかという点に大きな問題があるのだが、自治体経営を地域住民優先という形で考えてゆこうとすると、国の法律と抵触するなど、現実に中央集権化が進む中で今迄出てこなかった形での中央と地方との矛盾が出てきて、それが分権化を促進してゆく。中央では処理しきれないことを地方から出してゆくということが、初

めて自治であるという意味合いで私は先程使ったのだ。

似田貝：法律では近代法と現代法という分け方がある。たとえば、中央で都市の基盤整備を法律で画一的に規定できない場合、現代法は条例や法律によらないで要綱行政によって行つてゆく。画一化できないから「その地域の特性によってやりなさい」というようなことが、都市でも農村でも明らかに行なわれている。それは画一化できない所で発生する分権化の内容であるし、それが中央の考え方と対立する場合はしじゅうあるが、段階的には法律家の云う近代法的な展開と逐一条例等によらない個性的な地域の特性に合わせてやつてゆくという現代法的な展開とがある。

高山：それは更に云えば、自主的な立法権の問題、従つて財政的には自主的財源という形の徴税権の問題、支出も一定の枠において財政法の枠を越えて支出できるという形の問題が出てきており、そういうものを現代においては地域主義という形で突破口にしてゆくという面があるのではないか。

高橋明善：その突破口というのは行政の側でということか。

高山：住民の側でだ。

似田貝：つまり、行政の側は行政にそれを守らせる住民の力が働いて初めて動くことになる。そういう力関係がないと行政は動かない。

高橋正郎：先程の高山氏の70年代後半から初めて自治が運動として出てきたというのは自治が必要になってきたという意味では私も全く同感である。ただ、生活破壊の闘いがなぜ広範な農民を捉え

ないのかということと同じことが、自治の必要性がこれだけ高まりながらも広範なものとして起ってこないという問題についても云えるだろう。

岩崎：今日の議論について私なりの整理をしてみたい。今回の『通信』では関西の様子が判ると思うが、そこでは「村落自治から農村自治へ」ということに少し反発がある。その辺をどう整理するかが重要である。そうした捉え方における若干のズレがあるという場合、先程の幕藩体制下の問題は最終的には事実の問題でつきつめられると思うが、今のズレはそれとは少し違う。実態として、共同体としての村落から自治体としての農村へということはあると思うし、その変り目が今日議論されてきた70年代等々であるだろうし、村研では我々が生活破壊として問題としてきたところがその変り目だと思う。しかし、それは実態としての変化であると同時に方法論・視角の差の問題でもある。農村自治という場合には、農村なり自治というものの基底に日本の資本主義的な構造規定的な視点から捉えた時に農村が出てき、自治も運動とか抵抗というニュアンスで語られる。一方関西的なところは、生活の中で村とか自治を捉えようとする。文化の共同性という意味での村であるし、自治の概念もかなり「自分のことは自分でやる」式のものが出てくる。だから、村落自治と農村自治とを構造的にも方法的にもどう双立して捉えるか、ということが問題になってくる。それを我々は歴史的な展開の分岐点の所で生活破壊という議論をしてきて、かなり混乱したと思うが、あれはいわば資本主義的な

規定性のところで問題になってくる農業危機という問題を生活の方から生活破壊として捉え直し、両方の結節を回ったところになり混乱があった。それはひとつの変り目ではあったが、村落自治から農村自治へという時に、安原氏の提起にあるようにその間に農民自治というものをに入れて整理する仕方があるのではないか。

とにかく関西とのズレを埋めねばならない。その意味では村落自治というものを構造的に掘り起こす必要がある。その時に、生産と生活の分離ということがひとつのポイントとなるであろうが、その場合生産についてもその共同性がどう新しく形成されるかが問題になるだろうし、生活の共同性についても行政需要として出されるという議論があったが、やはりその両方が再統一されないといけない。その再統一の問題が農村自治のめざすことだと思われ、その担い手は当然農民ではあるが、農村居住者という新しい担い手がそれにどう結合されるのかも問題であると思う。その時に、かつての村の自治というか村的なものが生活の中で文化的に生活のソフトウェアとして強く残っており、それをどう活用してゆくかということがひとつのポイントになるからその意味で村の自治というものをよく見極めておく必要があると思う。

高山：山本氏は昨年一昨年の報告で土地改良区が権力との対抗の中で自主的な活動をしてゆくという報告をされたが、それと今日議論された集落・村落との関係をどう考えるか。

山本：高橋正郎氏が共同体としての自治ということを、また岩崎氏

が関西での議論（村の自治）を出されたが、問題は村の自治の内容をどの様に捉えるかにあると思う。私は、他の権力によって侵害されないという保障のない限り自治とは云えないと考える。その意味では、単に隣近所につきあひのみでなく、やはり自分達の生活基盤に関して他の権力によって動かせるならばそれは自治として捉えることはできない。そうした意味での自治は日本の村落にはなかったと考える。とすれば自治というのは形成の問題であり、運動の問題である。従って、これから自治を創ってゆく段階を今初めて迎えているものと思う。その際、私も市民的自治を作り上げてゆく方向が必要だと思ふ。その市民的自治というのは単に都市的というのではなく、歴史を総括する市民社会という意味での市民・市民的自治として、運動としてこれから新しく作りあげてゆかねばならないものである。

それに関連して似田貝氏の出された団体官僚化の問題（氏の場合の団体というのは部落なのか、農民のつくる諸組織といたのかは解らない）であるが、私の調査した土地改良区は農民の自主的な組織として作られたものだが、ある意味では官僚化して農民との距離が生じている。土地改良区はそれを埋めようとしてはいるが、うまくいかないようだ。その理由については未だ調査不足でよく判らないが、非常に難しい問題を含んでいるようだ。似田貝氏は行政との接合ということを云ったが、状況により接合という事態も出てくるが、一方ではどうしても対抗的關係が出てくる方が多い様だ。

安原：高橋正郎氏が初めに話された地域農政についてであるが、資源や生産手段を含めて、現在行なわれている組織化は部落や自治体はどういう意味をもっているのか。部落はあまり考えないで、たとえば酪農農家ならそれだけを直接結びつけようというのか。部落がそうした政策の中でどうした形で考えられているのか。また、その組織化は自治体の内部の範囲でのみ考えられているのか、それとも自治体を越えた広い範囲で考えられているのか。

高橋正郎：戦後の農業の組織の歴史をみると40年代初頭の集団栽培は完全に集落を基礎として行なわれたのであり、専業であれ兼業であれ反収を上げるという共通の目的があった。その後高度成長が進み選択的拡大の時期になると、ブラスα部門だけが伸び、農協を中心とする部会という形でその組織化が伸展した。ところが、畜産公害や地力問題が出てくると再度一定の土地の纏りの中で地域内資源循環を考えざるを得なくなり（70年代後半）、そこに第二次減反が重なり、どうしても共通のプレッシャーに対してどう対応してゆくかという問題になって再度部落が注目された。私の見る限り、地域単位で動き出している所は何らかの形で部落との係わりを持ってきている。行政も部落を主にした地域農業の再編を前面に打ち出してきている。自治体を越えるということは流通の側面ではあるが、他ではあまりない。

安原：私は前から農村自治か農民自治かとこだわってきた。農村自治を考える場合、農村自治体の中での自治なり農政ならば問題はある程度すっきりするが、都市化の激しい地域では、たとえば農

業の土地利用などでは隣の市の農民と結びつくことを考えた方が合理的な場合がありうるだろうし、こうした都市的自治体の中で農業の生産力基盤を考えねばならない時は農民の利害が前面に出てくるのであり、その意味では農民自治ということが考えられる。従って農民自治と農村自治とは一体的にできない問題ではないかと考えるのであるが、自治体の範囲を越える農業の組織化はまず考えられないことだから、構造的な枠の問題は従来とあまり変っていない傾向があるようだ。とすると、最初の高山報告にあった村落か農村かという問題も一応はつきりするのではないか。

しかし、それでも問題がないわけではない。村落自治に関して、たとえば入会山とか水の問題にしても物質的な基盤を村落はもっているわけで、共同体とは完全に云い切れないが共同体的な基盤の上にある自治的な運営が、自治であるという議論はできない。たとえば、プライベートな果樹組合の中を自主的に運営してゆくということとは、我々の議論の文脈からすれば、自治として取り上げるわけにはいかない。そこにはやはり権力の問題があり、農業の基礎的な生産手段を共通しているという関係があって、そういう意味で村落の自治ということが考えられていたというものではない。それに対して行政村そのものは、村落間の利害調整に係わるものとして、それなりに自治をもっていたのではないだろうか。その辺の論点がどうもはつきりしない。社会学では前々から、福武先生が行政村は部落のより集まり(部落連合)で、部落は家のより集まり(家連合)だという理解をされていたが、果し

てそうなのかどうかという議論がされてもよいのではないか。たとえば、ひとつの小学校がつくられると、そこにそれなりのソーシャルなものができ、戦後の町村合併の場合も旧村は地区としてやはりソーシャルなものが形成されてくる。それをどう理解するかということ、それと部落との関係とが議論されないで、大会でも行政村レベルのリーダーがとりあげられたりしたが、そういうものを遂行する場合に村落があまり問題とされなかった。だから、戦前についても農村自治のはっきりしたイメージが得られていない。

財政の問題については、高山氏の云うように基礎自治体が租税徴収権を持つとしても、自治体自体の経済状態が極めて貧しいから、地方交付税がないとやってゆけない場合が多く、その場合財政システムの問題のみならず、豊かな地域と貧しい地域との間の調整も考えねばならない。その際、農民の利害がどのようにオフイシャルに出てくるかという問題を出してゆくとともに運動としての自治というものがあるのかもしれない。

宮崎：今日の議論で大変印象に残った第一点は、戦前の地主制下の農村に対して戦後のこれまでは自作農体制下の農村であり、その両者の比較が必要であり、さらに今後今迄の自作農体制下の農村がどう変わってゆくかが大きな課題であるとされた高橋明善氏の指摘である。私もそれが大問題であると思うが、その場合、現在国が進めている農地流動化による経営の大規模化政策、特にそれを賃貸借でやろうというものに対して、その社会学的な意味での限

界を検討して欲しいと思う。政策立案者又は法律学者の側では、この様な政策についての社会学的限界を考えるという発想が少ないので、農村社会学者に教えてもらいたいところだ。

第二点は、高山氏と高橋正郎氏との間で一見峻い違ったかのように見えた意見に関してである。即ち、高山氏は日本の近代化の中で70年代後半に初めて自治の問題が出てきたと指摘されたのに対し、高橋正郎氏は逆に元来自治があったのが漸次減少してきたと云われた。これは非常に重要な指摘であると思うが、両者はそれぞれ両立させて理解することができないのではないか。その試案として、いわば前市民法的な意味でのコンフリクト解決機能を有した村が、一応近代市民法の洗礼を受けてまたあらためて自治の必要性の自覚がなされてきたものと考えられよう。しかし、その必要性の意味ないし自覚について地域側と国側とでかなりの開きがあるようだ。さらに地域側でも、たとえば市町村の担当者のサイドあるいは専業農家、兼業農家ではそれぞれ違いがある。邪推かも知れないが、特に国側の理解は、地域に自分達のことは自分達でやるという権限を認めようという面が半分あるが、同時に他の側面では責任回避の隠れ蓑に使うというような意味があるのではないか。しかも国側では非常に沢山の役人を抱えかつ親切であるから一面では非常にうるさい干渉をする。特にその際は農林行政サイドより大蔵行政サイドではないか。つまり、国の金を出すのであるから当然口も出さねばならない。それが自分達の使命であるという意識があつて、金にまつわる干渉が非常にうるさ

いのである。農林サイドも、予算を貰わないと仕事ができないから、どうしてもそれに振り回されることになる。このように、裏の方では非常にうるさい画一的なことを云いながらもそれがうまくいかない時は、責任は地方自治なのだから地方の方にとってもらいたいという形でいくための隠れ蓑の要素もあるのでその辺が一筋縄でいかない難しい問題だ。